

## 須坂市消防団サポート事業所設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、須坂市に存在する事業所、店舗等（以下「事業所」という。）が須坂市消防団員（以下「団員」という。）に対して、一定のサービス等の優遇措置を行うことにより、団員の拡充を図り、消防力の強化を推進することを目的とし、団員を応援する須坂市消防団サポート事業所（以下「消防団サポート店」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2 消防団サポート店に登録しようとする事業所は、須坂市消防長（以下「消防長」という。）に須坂市消防団サポート店登録届（様式第1号）を提出するものとする。

(表示証の交付)

第3 消防長は、消防団サポート店の登録を行ったときは、事業所に消防団サポート店表示証（様式第2号）（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の掲示等)

第4 消防団サポート店は、事業所の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

2 消防団サポート店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により事業所が消防団サポート店である旨を表示することができる。この場合において、消防団サポート店は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができる。

(消防団サポート店の公表)

第5 消防長は、消防団サポート店の名称等について、公表するものとする。

(登録の取消し)

第6 消防長は、消防団サポート店が次の事項のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 事業を廃止したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) その他消防団サポート店としての登録が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、登録を取り消された事業所は、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

(協力又はサービス等の提供の停止)

第7 消防団サポート店は、団員に対する協力又はサービス等を停止するときは、消防長にその旨を届け出なければならない。

(利用券等の提示)

第8 団員は、消防団サポート店の協力又はサービス等の提供を受けるときは、別に定める利用券等を提示しなければならない。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。